

令和5年度緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業費 補助金概要説明（簡易版）

【令和5年10月1日以降に生じた費用分】

【注意事項】

この資料では補助金の全体像をイメージしやすくするため、簡略化した説明をしています。
対象事業所や経費等の詳細については、ホームページや交付要綱を参照してください。

1 当補助金の概要

■ 趣旨

介護サービス事業所、施設等(以下「事業所等」という。)に対し、新型コロナウイルス感染症の流行下でサービスを継続するためのかかり増し経費を補助します。

■ 補助対象

- (ア) 感染者が発生したり、感染者と接触があった(同居している)者に対応した事業所等
- (イ) 感染流行に伴い、利用者の居宅でサービスを提供した通所系サービス事業所
- (ウ) 感染者が発生した事業所等の利用者の受け入れや、当該事業所等に応援職員の派遣を行った事業所等

■ 令和5年度の申請期限

令和5年12月28日(木)

2 主な対象経費

感染症対応のために発生した、通常のサービス提供では想定されないかかり増し経費が補助対象となります。

令和5年10月1日以降発生分について各経費の補助単価等が変更となっています。(スライドNo.4参照)

衛生用品購入費

感染症の発生等により在庫の不足が見込まれる

感染防止、消毒のための消耗品の購入費

例 | 使い捨てグローブ、マスク、消毒液 等

消毒・清掃費

施設内を消毒・清掃するための費用

例 | 清掃業務の委託、清掃用品の購入 等

自費検査費用(スライドNo.5参照)

行政検査の対象とならなかった検査の費用

※ 一定の要件を満たした場合のみ

人件費

感染症対応のために生じた、割増賃金・手当等

例 | 時間外労働、危険手当 等

感染性廃棄物処理費

感染リスクのある廃棄物を処理するための費用

例 | 処理業務の委託、ゴミ袋の購入 等

施設内療養費(スライドNo.6参照)※入所系のみ

感染者が入院できず施設内で療養した際に適用される補助

その他※通所系のみ

通所系サービスの代替サービス提供に係る費用

例 | 代替場所の使用料、旅費 等

【令和5年10月1日以降の取扱について】

令和5年10月1日以降発生分について、以下のとおり補助単価等が変更となりました。

変更前(～R5.9.30発生)

■ 施設内療養費の単価

- ・基本補助、追加補助共通

施設内療養者一人あたり一日 **1万円**
(一人あたり最大 **15万円**)

■ 施設内療養費（追加補助）の対象事業所

- ・大規模施設（定員30人以上）

同一日に施設内療養者が **5名以上**

- ・小規模施設（定員29人以下）

同一日に施設内療養者が **2名以上**

■ 割増賃金（危険手当）の補助上限

上限なし

変更後(R5.10.1～発生)

■ 施設内療養費の単価

- ・基本補助、追加補助共通

施設内療養者一人あたり一日 **5千円**
(一人あたり最大 **7万5千円**)

■ 施設内療養費（追加補助）の対象事業所

- ・大規模施設（定員30人以上）

同一日に施設内療養者が **10名以上**

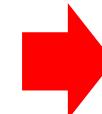
- ・小規模施設（定員29人以下）

同一日に施設内療養者が **4名以上**

■ 割増賃金（危険手当）の補助上限

一人あたり一日 **4千円**

(一人あたり一月 **2万円**)



3 自費検査費用について

入所系施設で以下の要件をすべて満たす場合のみ、自費で行った検査費用が補助対象となります。

■ 施設の利用者や職員に感染が発生する前の検査である。

■ 以下のいずれかの者に行った検査である。

- ・ 感染者と同居する職員
- ・ 面会後に、面会に来た家族が感染者であることが判明した入所者

■ 上記の者に対して施設等としては感染疑いがあると判断するが、保健所、受診・相談センター または地域の医療機関の判断では行政検査の対象とされず、個別に検査を実施した。

■ 以下の①及び②のいずれの要件にも該当する

- ① 近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生した場合、または感染拡大地域における施設等
- ② 保健所、受診・相談センターまたは地域の医療機関に行行政検査としての検査を依頼したが対象となるないと判断された場合に、施設等の判断で実施した自費検査

4 施設内療養費について

利用者が新型コロナウイルス感染症に罹患して施設内で療養した際に補助されます。療養人数や期間に関わらず補助される「基本補助」と、一定の要件を満たした場合に補助される「追加補助」があります。(詳細は国実施要綱別添2-2参照)

なお、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的な内容について」(令和5年3月30日付け長号外)に基づき、参考様式3のチェックリストを締切日までに岩手県に提出し、チェックリストで示された要件をすべて満たしている必要があります。

※ 未提出の場合や、提出していても要件をすべて満たしていない場合は補助することができません。

基本補助

■ 要件

- ・療養人数や期間に関わらず、施設内療養を行った場合に補助

■ 補助額

- ・施設内療養者一人あたり一日5千円
(一人あたり最大 7万5千円)



追加補助

■ 要件

- ・同一日に一定以上の人数が療養していること

※小規模施設(定員29人以下)の場合 4名以上

大規模施設(定員30人以上)の場合10名以上

■ 補助額

- ・要件を満たす日に限り、一人あたり一日5千円
(一人あたり最大 7万5千円)を追加
- ・1施設あたりの追加補助の上限額は小規模施設で200万円、大規模施設で500万円

5 個別協議とは？

当補助金は事業所のサービス種別や定員ごとに「基準単価」が定められており、通常は基準単価が補助上限額となります。ただし、厚生労働省と個別協議を行い、特に必要と認められた場合には、基準単価を超えて補助を受けることができます。

例 | 基準単価：380万円 所要額：450万円 の場合

基準単価 (a) : 380万円

事業所のサービス種別・
定員ごとの補助上限額

**施設内療養費以外の
所要額 (b) : 400万円**

事業所のサービス種別・
定員ごとの**補助対象経費**
・衛生用品購入費
・人件費

**施設内療養費の所要額
(c) : 50万円**



■ 個別協議を行わない場合

申請額は

基準単価と所要額を比較して少ない金額
基準単価 (a) 380万円と

**施設内療養費の所要額 (c) : 50万円
を足した430万円での申請**



■ 個別協議を行った場合

申請額は

基準単価を超えた所要額
所要額 (b) 400万円と

**施設内療養費の所要額 (c) : 50万円
を足した450万円での申請**

注)個別協議には数ヶ月かかる場合があります。

6 「基準単価」と「所要額」

提出書類のうち、個票（様式第1号別紙4）を作成すると、「基準単価」と「所要額」を確認できます。

(様式第1号別紙4) 令和5年度緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業費補助金事業所・施設別個表
【令和5年度（令和5年10月1日以降）に生じた費用分】

事業所・施設の状況	フリガナ				介護保険事業所番号		
	事業所・施設の名称						
	サービス種別			定員	人		
	事業所・施設の所在地	(郵便番号 -)			※定員は短期入所系、入所施設・居住系のみ記入		
	連絡先	電話番号		E-mail			
	管理者の氏名						
区分	<input type="checkbox"/> (ア)						
	<input type="checkbox"/> (イ)						
	<input type="checkbox"/> (ウ)						
(ア)		基準単価	千円	所要額① (施設内療養費を除く)	千円	所要額② (施設内療養費分)	千円
助成対象の区分		※下から該当する番号を1つ選択して記入 (複数該当する場合には一番小さい番号のものを記入)			※横算内訳合計①の額の千円未満切り捨て		

7 提出書類

必ず提出する書類

- 交付申請書（様式第1号）
- 補助金所要額調書（様式第1号別紙①）
- 様式第1号添付書類（様式第1号別紙②～④）
 - ・ 総括表
 - ・ 申請額一覧
 - ・ 個表
- 支出の根拠書類（※）
 - ・ 衛生用品購入などの領収書
 - ・ 人件費の積算表 等



必要に応じて提出する書類

自費検査を実施した場合

- 自費検査チェックリスト（参考様式1-1）

施設内療養を実施した場合

- 施設内療養チェックリスト（参考様式2-1）
- 施設内療養チェックリスト（参考様式3）

個別協議を希望する場合

- 個別協議様式（別添1、2）

（注意事項）

申請額の支出根拠資料については、対象経費が一目でわかるようにすること。（ライン付け等）

※こちらで確認し対象経費が分からぬ場合は、申請書の不備として返還し修正を依頼することがあります。

8 令和5年度補助金申請の流れ



■ 個別協議を希望する場合

県での審査が完了してから、県を通して厚生労働省との個別協議を行います。

※ 個別協議を行った場合、通常より交付決定が遅くなりますので、予めご承知の上で申請してください。

■ 注意事項

※申請書類に不備があったり、対象外経費が含まれている場合は、申請書類をお返ししますので、修正の上、申請をお願いします。

※申請期限までに書類が整わない場合は、年度内の交付決定ができない可能性がありますので、期限に余裕をもって申請されるよう、お願いします。

9 申請方法

■ 提出方法

【郵送及びメールの両方で提出をお願いします。】

- ・交付申請書一式
- ・個別協議様式（別添1、2）
- ・その他書類

■ 提出先

岩手県保健福祉部長寿社会課 介護福祉担当

郵送先 | 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

メール先アドレス | kaigo-jinzai@pref.iwate.jp

■ 注意事項

※ メールの件名は「(法人名等)令和5年度緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業費補助金交付申請」にしてください。

※ 県のメールサーバの都合により、容量の大きいメールは受信できない場合があります。

添付ファイルの容量が5MBを超える場合はメールを2通以上に分けてください。